

## 京丹波町スポーツ協会 地域スポーツ活性化事業補助金について

### 1 地域スポーツ活性化事業補助金の概要

本町におけるスポーツ活動の推進を図ることを目的に、各区が住民を対象に実施するスポーツ・運動に関する事業に必要な経費を京丹波町スポーツ協会が補助するものです。

### 2 補助金額

1事業あたり上限5,000円（1区あたり年度内2回まで）

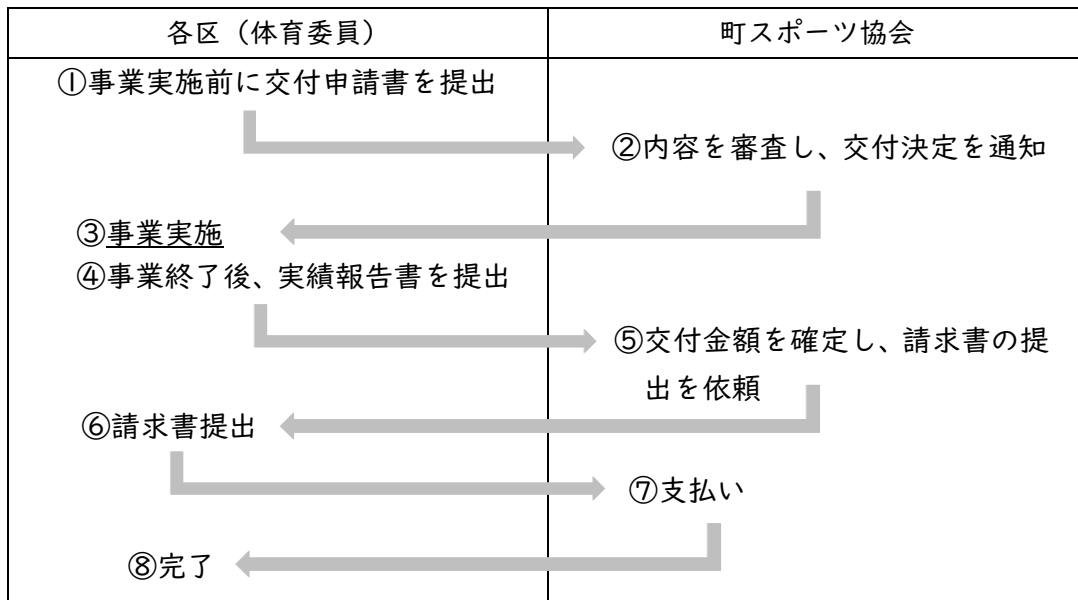
### 3 補助対象経費

事業実施に係る必要経費を対象とします。

例) 消耗品、会場使用料、役員の飲料、参加賞・景品 等

※打ち上げ代等、事業実施と直接関係のないものは対象外

### 4 申請手続き



※関係書類は体育委員から提出してください

※交付申請書は事業実施の1ヶ月前を目途に提出してください

### 5 その他

- ・実績報告には領収書（又はレシート）の写しと事業実施状況の写真の提出が必要です。
- ・添付資料の再提出が必要となる事例が見受けられますので、ご注意ください。  
（領収書のあて名に団体名が記載されていない。購入物品が確認できない 等）
- ・各区で開催された事業を京丹波町のHPで紹介する予定です。事業が終了しましたら、メールで写真データの提出をお願いします（町HPに掲載可能なもの）。

### 6 問い合わせ先（提出先）

京丹波町スポーツ協会事務局（教育委員会社会教育課）

電話：0771-84-0028 FAX：0771-84-2100 mail：edu-shakai@town.kyotamba.lg.jp